



社 援 地 発 0318 第 1 号
平 成 23 年 3 月 18 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した世帯に対する緊急小口資金の貸付については、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（平成23年3月11日付け社援発0311第3号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）により特例措置（以下「本特例措置」という。）を講じたところであるが、本特例措置の運用に当たり下記について留意いただくとともに管内の都道府県社会福祉協議会へ周知願いたい。

記

1 貸付対象について

局長通知1にある貸付対象の前提となる「平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、貴職が設定した地域」には、

- ① 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域
 - ② ①の地震により被災したため特例措置が必要な地域として、各都道府県知事が設定した地域
 - ③ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域
- も含まれるものであること。

（参考URL）

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>
- ・「長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014i2h.html>
- ・「地震による原子力施設への影響について」
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

2 借入申込者の確認の方法について

局長通知4の(2)にある借入申込者の確認については、運転免許証、健康保険証等の公的機関が発行する身分証明書による確認が望ましいが、行政機関が作成する避難者名簿の活用や借入申込者の親族の立会や照会による確認、キャッシュカードやクレジットカード等による確認など、柔軟な対応によるもので差し支えないこと。

3 被災地から県外へ避難した者に対する貸付について

本特例措置の貸付対象の前提となる地域から、他の都道府県へ避難した者のうち、今後、避難先の都道府県に当分の間(1月程度以上を目安)居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者であって、本特例措置による貸付が必要と認められる者に対しては、避難先の都道府県社会福祉協議会において貸付を実施すべきものであること。

4 その他

本特例措置により貸し付けられた緊急小口資金については、通常に貸し付けられた緊急小口資金と区分して管理しなければならないものであること。